

平成 29 年度 第 2 回湖西市男女共同参画審議会

会議録兼意見書

記録者 市民協働課 林

- ▶ 日 時: 平成 29 年 9 月 28 日(木) 10 時 00 分～11 時 00 分
- ▶ 場 所: 湖西市民活動センター 2 階 大会議室
- ▶ 出 席 者
委 員: 武田圭太、山下美恵子、栗本聡、荒井千鶴子、鈴木愛子、中村哲子、笠木正憲、
小池律江
事 務 局: 企画部長、市民協働課 (課長、課長代理、主事)

- ▶ 資 料: 次第
【男女共同参画推進条例見直しに向けたアンケート】まとめ【資料】、
湖西市男女共同参画推進条例の見直し (案) について【資料 1】

▶次第

- 1 開 会
- 2 市民協働課長あいさつ
- 3 協議事項
(1)湖西市男女共同参画推進条例の見直し (案) について
- 4 その他
- 5 閉 会

1. 開会

2. 市民協働課長あいさつ

3. 協議事項

(1)湖西市男女共同参画推進条例の見直し (案) について

◆審議会委員の意見

会 長: 本日も湖西市男女共同参画推進条例一部見直しと、全体的な調整に向けた意見交換を含めて、引き続きご意見をいただきたいと思います。第 1 回審議会から本日までにそれぞれの委員の方のご意見をアンケートでご提出していただきました。先日、この結果について事務局と検討させていただきました。まずはこのアンケートの回答を踏まえたうえで、改めて現時点の問題について、事務局に説明していただいて確認し、審議を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【事務局より説明】

- ・第 3 条 6 項の表現を「変更すべき」と答えた委員は 7 名、「変更すべきでない」と答えた委員は 2 名。
- ・「変更すべきである」と答えた委員の主な理由は「男女双方の決定」を盛り込んだほうが良い。
- ・「変更すべきでない」と答えた委員の主な理由は産む性としての女性を尊重したほうが良いのではないかと、といった点であった。

会 長：この問題について多数決で変更する、しないを決めることはしたくないので、できるだけ合議をし、よってこの会の意思統一が良いところで着地点が見つかるように、ご協力をいただきたいと思います。説明にもありましたように、条文を変えたほうが良いと考えている人が多いように思います。変更すべきであると考えている人に共通している部分は、女性だけが子どもを産める権限を持っているんだ、という表現は強すぎるが、男性に比べて産む性としての女性の立場や意思を尊重した方がいいんじゃないかという箇所についてはほぼ共通してご指摘があったかと思います。その上で1、2名から行政の行為によって男女の意見を統合して最終的に意思決定をするというのが求められているのではないかなというご意見もありました。今回は2回目ですので、この問題について前回と同じ立ち位置でもう一回最初から議論することは避けたいと考えています。そのために今回のようなアンケートという方法を考えたので、他の方のお考えを理解した上で、もう一度指摘しておきたいというような箇所や問題点が新たに出てきているかもしれませんので、その点について議論していただきたいのと、改めて問題提起をしたいということでしたらご意見を出してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

委 員：私はこの出てきたご意見でよろしいかと思います。

会 長：特に新たに追加する点はないということでもよろしいでしょうか。

委 員：経過があると思うので、反対の方の意見を聞きたいです。

会 長：お名前は伏せてあるんですが、このような少人数の会合で、今までも議論を交わされてこられたと思いますので。「変更すべきでない」というお考えを出した方については、ここで何か主張しておきたいことがあればお出しいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

委 員：私はアンケートまとめの6段目の部分を書いたのですが、この通りなんです。理想的には男女が決めていくものだと思うんですけど、今までの結婚とか家庭を考えていても、女性の意見って結婚すると産むもんだというので、女性の決定権がないように思います。あと、データを見てみたら、10代の望まない妊娠とか、40代が50代でも増えているというのは、女性だけが気をつけたとしても両方が気をつけないとそういう結果になるので。なかなか男女が互いに、といったところまで来ていない。男女が互いに、は理想なんだけれども「女性の意思が尊重され」という部分を最後に付け加える必要があるんじゃないかなとも思うので、譲りたくない、というわけではないです。

会 長：今のご意見について何かございますか？

委 員：本当はそちらの気持ちですが、条例の中で言葉をそのまま出してしまうと強い表現になってしまう感じがします。男女平等の中に包括して、そういうのもありますよ、という風に良い意味で拡大解釈した方が一般の人にわかりやすいんじゃないかと思います。

会 長：決定権の所在が原則として女性だけにあるということを主張されているわけではないんですよね。

委 員：でもそのように取れてしまう。

会 長：ええ、そうですね。そこのところはメリハリをつけることにして、いずれにしてももう少しやわらかく、中和させたような表現に直したらどうかなというようにここまでの審議は経過してきたと思います。もう一人、変更すべきでないというご意見が出されていますが、どなたでしょうか。

事務局：欠席されているかも知れません。

会 長：そうですか。この方のご意見を読み取る限りは「変更する場合は」と但し書きのようなかたちで、必ず変更されるべきではない、と主張されているわけではないようですが、変える場合、「女性の意思が尊重され」、という言葉が必要だということです。女性の意思が尊重され、という意見はたくさん出されているので、この表現に改めていく、というところで収めたいと思っているんですが、どうでしょうか。

委 員：でも今日の資料の改正案は違うのですが。

会 長：資料1の3番の部分でしょうか。そこに行く前にちょっとご意見をいただきたくて。

委 員：案の案のようなイメージでいいですか？これになるから、こういう方向に持っていきたい、ということなのかなと思って聞いていたので。資料にそう書いてあったので。

会 長：そういうわけではありません。ひとつの案としてまとめたら、こういうことになるかな、ということで、あまりまとめた形跡がないまま議論に入っていくと混乱するかなと思ったので目安くらいに考えていただければと。最終的にはここで収めるというわけではありませんので、参考までに見ていただければと思います。最初の説明が十分でなかったのですみません。

委 員：前回出席できなかったのが前回がどんな空気だったかわからないのですが、アンケートのまとめの「変更する場合は女性自身の意思が尊重され」という文言について、今までの社会の中で女性自身の意思が尊重されなかったりとか、女性が不利な立場に置かれることがあったので男女共同参画社会推進、という会議が持たれているので、こういうことがあるということ踏まえての会議であれば、それをストレートに条文に入れるということよりは、これをベースに会議が持たれているのだ、という出発点の考えで行けば、否定するわけでは無くて、こういう状況があるとわかっていてこの条文があると捉えられるといいのかなと思います。条例って憲法で婚姻については、両性の合意のもとに、というようにですね、憲法を基にした、市町村の条例なんかも入ってくるので、大雑把に言ってしまうと、憲法がお手本の条文なので、その中の表現に含まれるようなことで、条例の改正案もベースには両性の実質的平等を踏まえた条文であると良いのだろうか、というようには思います。

会 長：他の委員さんはいかがですか。

委 員：私はこの形が一番いいことだと思います。互いの理解のもとに、というのはいいいことだなと思って聞いています。

委 員：この条文は基本理念に入っていますから、女性に関してのことを他の部分に入れたらどうかなと思います。

会 長：最初の糸口として、問題になっている言葉の箇所のところから入っているのですが、前回も触れたかと思いますが、まず条文の量が多すぎるということと、色んなところに同じような内容の条文が、多岐にわたって連なっているのを整理して簡潔にしたらどうか、というような観点もありますので、全体のバランスを取りながら、重複している箇所を集約して、最終的にはもう少しすっきりした形にまとめたいと考えています。そして、これはさらに議論が進んだところでお話しようと思っていたのですが、今日のこの会議の基本的なねらいは、ポイントを再度整理をして考え方をほぼ統一した上で、11月ごろに、もう一度最終的な詰めの会議を行いたいと考えています。1回目に戻るわけではないのですが、今日全てを決定するというわけではなくて、重要な要点や、構成の考え方を意思統一した上で、最終的には提言の形で次回、まとめあげる、というふうに作りたい

いと考えています。最後に確認と必要な修正等についてご意見いただければと思います。

委員：そうでしたら、条文を簡単にしたい、ということと、基本的には男女共同参画の視点に立って、条文を変えるべきであると捉えたらいいと思うので、補足、と言う形で、やはり条文と言うのはどうしてもわかりにくい文章になってしまうというところがあるので、視覚的に訴えるパンフレットなどを中学生向けとか、大人向けなどに、湖新楽交流会の方たちもいらっしゃるので、そういう方たちを中心となって作られるとどうかなと思います。例えばその中に、デートDVってありますよね。デートDVの厚労省のビデオの中に、大学生の男の子に誘われている女の子が家に遊びに行くんだけど、女の子の方は、家に遊びに行くことに迷いがある、といったことも、デートDVにあたりたりすることもあると思うので、そういう場面とか、具体的なものを取り入れたパンフレットを作成したり、パンフレットだとお金がかかってしまうので、ネット上でダウンロードしてください、にするなど、そうするといいのかなと思います。

会長：そういう付帯的な作業は検討いただけますよね？

事務局：はい。盛り込んでいきたいと思います。

会長：他の委員さんはいかがですか。

委員：私は、「あくまでも同性の合意で」、と書かせていただいたのですが、市民と一緒に話をして話した時に、私たちの世代ではなかなかこういうふうには言わない。ちょっと違った考え。同じ区の役員と話した時にも、女は引っ込んでろではないですけど、立場的に無理な仕事もありますので、そういう風な関わりの中で、私たちが会議に出たり、そういうふうな話を聞いたりしておりますと、やはり、なかなか男女共同参画は難しいと考えます。とにかく、誰にでもわかるような、わかりやすい文章をとというのが最善かと考えますと、難しい言葉を重ねるのではなく、本当にすっと入ってくるような、簡単な、それこそ、ひらがなから入られるような言葉がいいかなと思います。第1回に参加させていただいて、なんて難しいことを言っているんだろう、と思って、「わかりません」と失礼な返事をしてしまったのですが、実際のところ、本当にこれは難しい。育った世代も違うし、今の男女の考え方と大いに違ってくるかと思えます。年齢の高い私たちだけでなく、若い人たちにも入ってもらって話をさせていただく、というようなことを、また市に考えていただく、ということから、文章で出てくるのではないのでしょうか。

会長：表現については、世代とか、性別もそうですが、色々な立場の方が、大体同じように理解できるように、わかりやすく表現しないと当然浸透はしないので、難しい作業となっています。

委員：私はアンケートまとめの資料の5段目を書いたのですが、もう一回条文を見たのですが、どなたかが仰っていますけれど、基本理念があって、その中にテーマ別と言うか、今までのことがあったり、家庭・地域のことだったり、それがワーク・ライフ・バランスと書かれています、そういう項目ごとで書いてある中で、この3条の6というのは、ここに書いてあるような妊娠・出産ということに関して書いてあるので、前提を整理する、と書いたのですが、仰っているように、現実的に女性の意思が尊重されないという状況があるのであれば、ちゃんとそういう文言があった方がいいのではないかと思います。それが「決定」という表現がきついということであるなら「意思」という表現にしたほうがいいんじゃないかなと思って書きました。今日の資料1に書いてある、「男女が互い

の理解の下で、妊娠、出産等に関してそれぞれの意思が尊重され、」と書いてあるのですが、もしこれだったとすると、「それぞれの意思」が「男女」に係るのか、「妊娠・出産等」に係るのかが、はっきりしないと思うんです。だから、もし「妊娠・出産等」に関しての「意思」ということであれば、「妊娠、出産等に関するそれぞれの意思が」という表現だったら「妊娠・出産等」を指しているという表現とわかると思うので、この案をそのまま活用するのであれば、このような表現にした方がいいのかな、と思いました。しかし、そもそもは、女性の意思が尊重されるという項目についてはあった方がいいんじゃないかと感じます。私は産む立場ではないのでこんなことを申し上げても申し訳ないんですけども、私はそう感じます。

会長：実は私もいただいたアンケートの結果を見て条文について個人的に考えてみました。それは、資料1で事務局が提案した改正案と少し違ってしまっていて、今ご指摘いただいた委員さんの意見とほとんど同じなのですが、私自身は、上から4段目の方の案の2を少し変更する形で考えてみたらどうかと思います。どのように変えるのかというと、「男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産等に関し、」ここまでは同じなのですが、皆さんがずっと尊重されてる、「女性の意思を尊重し、」という言葉を入れてですね、「男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産等に関し、女性の意思を尊重し、両性の合意によって決定され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること」一部同じなのですが、「自らの決定が尊重され」という部分を、少し長くなるのですが、「女性の意思を尊重し」、あるいは「女性の意思を尊重した、両性の合意によって決定され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること」というふうにしたらどうかと思います。最終的には男女両性の合意によって決定するにしても、前提として、まだ女性の意思が尊重されてしかるべきかなと思います。皆さんのご意見やできれば私の意見も含めてですね、事務局側としては、資料1の3の改正案の第3条(6)のところですけども、これについて補足説明、あるいはここまでのご意見を踏まえた上での考え方等について見解があれば教えてください。

事務局：資料1をご覧ください。事務局の方で皆さまからいただいたアンケート結果を踏まえ、基本的な考え方を改めて整理させていただきました。それが2番になります。先ほどから仰っています、基本理念というものがここに掲げていますが、基本的な考え方のポイントとして、1つ目が市民にとってわかりやすい言葉で表現したい、2つ目が条例施行規則を制定し、基本的事項に留め、すっきりまとめたい、3つ目が、条例全体の構成を整理したい、この3つの基本的な考え方を掲げまして、3番の3条6項の字句の見直しに移りました。あくまでもこの改正案は決定事項ではなく、事務局が考えたものです。この文章の解説文がめくっていただきまして、3枚目に用意しました。読み上げますと、「男女が互いの理解の下で、妊娠、出産等に関してそれぞれの意志が尊重され、生涯にわたり心身の健康が維持できるよう配慮すること。」ということで考えさせていただきました。解説文は議会で事務局が説明する際に必要となりますので、2つくらいの塊で解説書を考えました。まずは上の方を読ませてください。「女性は、妊娠や出産など、ライフステージを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、この条文を基本理念として取り上げることとしました。女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。妊娠や出産については、男女でそれぞれがよく話し合っただけで決めること、産む、産まないを男女で決定する考え方の尊重、男女それぞれが

生涯にわたり健康な生活が送れるようにすることを想定しています。」という文章にさせていただいています。他の視点から5行ほどの説明文も書いていますが、基本的には事務局の提案した文章の解説ということで、ご理解いただきたいと思います。その後会長と打ち合わせをしていく中で、先ほどいただきました皆さまからのご意見を踏まえて、「女性の意思を尊重し、」という言葉や、「両性の合意によって決定され、」というような文言がもっと加えられるとわかりやすいというご意見をいただいて、今後どういう方向に落としどころを持っていくかということ、今回の意見を踏まえて考えていければと思います。

4番をご覧ください。条例の構成について、整理をさせていただきました。推進条例の第2章基本的施策は11条からあります。この11条～19条というのは、同じ言葉の繰り返しで、条文の数を増やしている原因となっています。これを1つの条に様々な促進を明示した項として一つにまとめる作業をする、ということで、あくまでも条文がどこかに行くわけではなく、11～19条の内容を11条の中で項立てとして1つの条にまとめてしまう、という構成の変更の説明が4番になります。

ページをめくって5番をご覧ください。規則の制定についてです。条例というのは、市役所で言いますと、議会での承認がない限り変更ができません。規則というのは内部の審査委員会にかけることで、議会にまで上程しなくとも軽微な変更であれば、審査委員会が承認したら改正を行うことができます。条例の中に今後変更が伴うような、規則にした方が良い部分を規則にしてしまうことで、議会に修正案を上程し続けなくても、規則に制定しておけば事務的な手続きだけで済む、という文言が、26条や32,33,34条の中には、規則の方で謳ってしまえば良い部分もありますので、条例施行規則というものを制定して、今この中で、規則にふさわしい文言は移行する、ということで全体の条数を34条から20条程度にまとめたいと考えています。今回は具体的に規則というものをご提案はしていませんが、次回、規則の提案をさせてもらいながら、その前には条例の改正案についても、昔の条文が今回の改正案ではこうなります、といったわかりやすい案を提案させていただいて、皆さまに最終ご判断をいただきたいと考えています。改正に向けたポイントは以上です。

会 長：資料1の4番についてはご説明のとおり、条例にしてしまうと、変えたり動かしたりする手続きが非常に難しくなり、色々な手順を踏む必要が出てきます。もともと条文の数が多いということで、削って無くしてしまうのではなく、動かしやすいような規則に置き換えたら、条文全体もすっきりして簡潔になるのかなという意図のご説明だったかと思います。特に最近のように、この問題についての国の指導を含めた環境や情勢の動きが早い中で、柔軟に対応できるような体制づくりを考えますと、規則として制定できるものであれば、そうしておいた方が良くないかなと思います。今の資料1の説明について何かご意見はありますか。

委 員：私は市民にとってわかりやすい言葉で表現していただく、ということで、私たちが色々な条文を読んでも、すごく難しくてわからないものもいっぱいあります。第3条改正案にもありましたが、「男女が互いの理解のもとで、妊娠、出産時に関してそれぞれの意思が尊重され、生涯にわたり心身の健康が維持できるよう配慮すること」というのは一番わかりやすい内容なのではないかなと思います。大切な言葉は全部入っていると思います。難しい言葉で書かれるとわからないからこのような言葉がいいかなと思います。私は事務局の改正案に賛成です。

会 長：最後の字句等の表現については、ほぼ固めたものを次回の会議でご提案させていただきたいと思います。基本的な考え方としては、現在の条例文の表現では強すぎる、ということでこれを「女性の意思を尊重した」、というような柔らかめな言葉を使って、明確に打ち出した上

で、最終的には男性と女性が合意をして決定をする、というような考え方をわかりやすく表現するような条文であればよろしいかな、というまとめ方をさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか（異論の声なし）。それでは、文言については改めて提案していただけるということをお願いしたいと思います。

事務局：資料1の6番、今後の予定というところについてご説明してもよろしいでしょうか。実は、この条例を制定してから3年経過してしまして、制定時に附帯決議ということで、議会から求められていながら、3年経過しているということで、今年度は待ったなしというタイミングで、3月の議会に条例改正案を上程したいと考えています。そこで今年度の審議会のテーマが条例見直し、として進めさせていただいているというのが実情です。ここにスケジュールが書いてありますが、今回の第2回が9月、第3回を、先ほど先生からお話がありましたように、11月中下旬に開催させていただき、最終決定をさせていただきたいと考えています。できれば、その審議会後のお時間のある委員さんで、市に対する提案として、市長へ審議会からの提言をお渡しいただきますとありがたいと思います。この審議会の日程を詰めると同時に市長の日程も調整するという方向で調整させていただきます。その後、事務的な手続きとして、この条文が例規としてふさわしいかどうかという審査委員会にかけます。その審査委員会を通った後、議案として3月議会の議案提出が1月にありますので、それにあわせて3月議会に上程する、というスケジュールで考えています。今年中に何らかの完成をしておきたいと考えております。3月に第4回審議会とありますが、万が一議会で紛糾した場合に皆さまにお集まりいただく機会もあるかもしれません。しかしスムーズに運べば第4回はないかと考えていますので、今年度はこのようなスケジュールで考えている、ということをご認識いただければと思います。以上です。

4. その他

5. 閉会

この会議録の内容をもって、湖西市男女共同参画推進条例見直し（案）についての湖西市男女共同参画審議会の意見とする。

湖西市男女共同参画審議会 会長 武田圭太